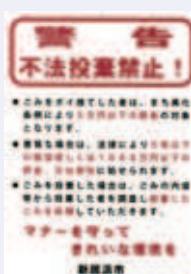


禁止行為について

不法投棄は犯罪です！

家庭から出るごみや、企業活動などによって排出される産業廃棄物は、決められたルールによって処理することになっています。

ルールを守らずにごみを不法投棄することは法律により禁止されており、違反した場合は**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科(法人の場合は3億円以下の罰金)**に処されることになります。



市では、不法投棄の多発地点を中心に定期パトロールを実施するとともに、不法投棄されそうな場所について、監視カメラや警告看板を設置しています。悪質な不法投棄や産業廃棄物の不法投棄の場合、隨時警察へ通報し、投棄者が特定できた場合には厳しく対処を行うとともに、国や県の関係機関とも連携を図り撤去を行っています。

不法投棄の現場を見かけたら、現場の状況（日時・場所・廃棄物の内容）や車両ナンバー等を警察に通報し、また廃棄物が産業廃棄物の場合は、愛媛県の「産業廃棄物不法投棄110番」電話0120-149-530（イヨノクニ・ゴミゼロ）へ通報してください。

※無理は禁物ですので、不用意に近づいたり注意をしたりしないでください!

廃棄物の野焼きは出来ません

法律により平成13年4月から、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因となる廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」が一部の例外を除き禁止となっており、違反した場合は**5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれか又はその両方が科されます。**

ただし、例外として以下の焼却は認められていますが、近隣住民への生活環境へ影響があると判断される場合には改善命令や各種の行政指導の対象となります。

<例外として認められるもの>



- 法律に定められた処理基準に従って行われる廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例:地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例:農業者が行う稻わら・みかんの剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却)
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例:たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却)



野焼きに関するお問い合わせは、市役所環境衛生課(65-1512)まで

資源ごみの持ち去り行為禁止！

ごみステーションに出された、古紙（新聞等）などの資源ごみを、市が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が横行していたため、新居浜市では平成21年10月1日から『新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』により、ごみステーションからの資源ごみの持ち去り行為を禁止しています。違反者には**20万円以下の罰金**が科されます。

もし、資源ごみ（古紙類、びん・缶、布類、ペットボトル）の持ち去り行為を見かけた場合は、直接注意をせずに、廃棄物対策課までご連絡（日時・場所・車両ナンバーなど）をお願いします。

なお、資源ごみにつきましては、収集日の前日ではなく、当日の朝7時30分までに出してください。

また、なるべく地域の集団回収をご利用ください。



にいはま3Rネットワークについて

店頭回収

レジ袋削減協定を締結いただいている市内スーパーにおいて、トレイ、卵パック、古紙類、使用済食用油等、様々な資源回収を実施いただいております。お買い物の際には、正しく分別のうえ、スーパーでの店頭回収を有効に活用しましょう。

上部地区

コープ 山根	イオンモール新居浜店
コープ 中萩	コープ 金子
フジ 本郷店	フジグラン新居浜
フレッシュバリュー 喜光地店	フジ 新居浜駅前店
フレッシュバリュー 大生院店	マックスバリュ 西の土居店
マルナカ 新居浜本店	マルナカ 久保田店
マルヨシセンター 新居浜店	マルナカ 若水店
木村チェーン 上原店	木村チェーン 田所店
DCM新居浜店	DCM新居浜西店

川西地区

コープ 山根	イオンモール新居浜店
コープ 中萩	コープ 金子
フジ 本郷店	フジグラン新居浜
フレッシュバリュー 喜光地店	フジ 新居浜駅前店
フレッシュバリュー 大生院店	マックスバリュ 西の土居店
マルナカ 新居浜本店	マルナカ 久保田店
マルヨシセンター 新居浜店	マルナカ 若水店
木村チェーン 上原店	木村チェーン 田所店
DCM新居浜店	DCM新居浜西店

川東地区

コープ 神郷
ハローズ 新居浜郷店
フレッシュバリュー 沢津店
ザ・ビッグ松神子店
マルヨシセンター 新居浜東店

※店頭回収をご利用の上での注意点

- ・水で軽くすすいでください。
- ・ペットボトルからキャップとラベルを外してください。
- ・回収物以外は捨てないでください。

にいはま3Rネットワーク

本市の3R等に関する情報等を配信しています。是非ご登録ください。



リサイクルショップ等の登録について

新居浜市では、まだ使用できる品物を「ごみ」とせず繰り返し使う「リユース（再利用）」を促進するため、中古品、古着などの引取り、販売、製品の修理（家具、家電、自転車など）を行っているリサイクルショップ等を紹介しています。ごみとして処分する前に、市内のリサイクルショップのご利用を検討してみましょう！



エコタウン新居浜西喜光地店
(ブックオフ・ハードオフ・オフハウス)



西口自転車



セカンドストリート新居浜店



制服リユース（アゴラリユース東予）

登録事業者（事業所）の登録について

事業者名	取組内容
伊予資源（株）	古紙類・衣類 等
（有）柳紙業	古紙類・金属リサイクル・衣類 等
（株）ユウ商	古紙類・金属リサイクル 等
TOKI家具メンテナンス	家具等の修理（有償）
（株）住共クリエイトサービス	剪定くず
（有）泉金属商会船木本社工場	金属リサイクル 等
（有）泉金属商会多喜浜工場	金属リサイクル 等
（株）柳産業	金属リサイクル
岡田金属（株）	金属リサイクル



リユース事業者との協定に基づく実証事業

不燃系廃棄物のリユース（新居浜市清掃センター）

清掃センターには食器類、玩具など、まだ使用可能な物がごみとして搬入されています。

本事業により（株）ありがとうサービスがリユースしていますが、1回の回収で1トンを超えることもあります。

利用可能な物はごみとして処分するのではなく、上のリサイクルショップなどを活用し、リユースしましょう！

ARIGATO
SERVICE



リユースされる物の例

施設への搬入及び戸別収集の有料化について

施設への搬入

1. 50kgまで500円（事前に処理券の購入が必要）
2. 50kgを超える場合は、10kgごとに100円を加算

1
取扱店で処理券を購入

2
処理券に必要事項を記入

3
施設へのごみ搬入時に
処理券を受付へ提出

4
ごみ搬入後、50kg超えの
場合は現金で支払い



ごみ処理券取扱店舗は
こちらでご確認ください。



※ごみ搬入時は現金のご用意
もお願いします。

※ごみ搬入時に赤枠部分を提出
※事前に住所やお名前等、必要
事項の記入をお願いします。

新居浜市ごみ処理券 搬入用	500円	発行日付
ごみの重量を記入して下さい。 上記の金額が請求されます。 No.0000000000 新居浜市		年月日
新居浜市ごみ処理券 [搬入用] 処理券		バーコード
No.0000000000 新居浜市		新居浜市
補助	実施日付	事務用
○ 搬入理由 (選択肢) 搬入物種別 搬入物種別登録番号 年月日 現状 NEW 搬入物種別登録番号: No.0000000000 新居浜市 市政課 年月日		
搬出責任者	年月日	年月日
人件費を支拂う旨の連絡 の有無	年月日	年月日
料金が未納済みの有無	年月日	年月日
氏名又は事務所名		
連絡責任者		
申告責任者		
運送業者が輸入を承諾する旨の印押捺印下さい。		
補助	実施日付	事務用

処理券（搬入用）

戸別収集（大型ごみ）

- 1点につき200円（収集日までに処理券（シール）の購入が必要）
- 1回10点まで（大型家具等は3点まで）
- 次回申込みは、前回申込み日の2ヶ月後



1
戸別収集専用電話
(31-5300)に
申込み

2
通知はがき
が届く

3
取扱店で処理
シールを購入

4
大型ごみそれぞれに
処理シールを貼って
玄関先に出す

新居浜市廃棄物 (大型ごみ) 処理手数料納付書 No.00000000 200円 (収納控え) 領収印付印 新居浜市	新居浜市廃棄物 (大型ごみ) 処理手数料領収書 No.00000000 200円 上記の金額を領收 しました。 領収印付印 新居浜市
---	--

新居浜市廃棄物 (大型ごみ) 処理券 No.00000000 200円 バーコード	
・氏名又は受付番号を記入し、大型ごみの見えやすいところに貼ってください。 ・この処理券は清掃センター等への直接持ち込みには使用できません。 ・処理券は一度貼ると貼りなおすことはできません。 ・処理券の再発行はできません。	
氏名 (又は受付番号)	年月日
収集日	年月日
◀ここからはがしてください。	
新居浜市	



※申し込んだ大型ごみ
それぞれへ貼付

※お名前（又は受付番号）、
収集日の記入をお願い
します。

処理券（シール）（大型ごみ戸別収集用）